第一種製造者に係る軽微変更届書について

１　第一種製造者が、軽微な変更をした場合は、都道府県知事に届出が必要です。

　第一種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備について、経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしたときは、遅滞なく、その旨を県知事に届出なければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 高圧ガス製造施設軽微変更届書（様式第５） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 変更明細書 | 1 | 下記の項目について、変更点を摘示して具体的に記載してください。1. 製造の目的
2. 処理設備の処理能力（変更前後について記載）
3. 処理設備の性能（変更に係る部分のみ）
4. 法第８条第１号及び２号に定める経済産業省令で定める技術上の基準を満たすこと（変更に係る部分のみ）
 |
| 指定設備認定証の写し | 1 | 認定指定設備の設置を工事する旨を届け出ようとする者に限る。 |
| 事業所全体平面図 | 1 |  |
| 製造工程の概要を説明した書面及び図面 | 1 |  |
| フローシート又は配管図 | 1 |  |
| 高圧ガス製造施設配置図 | 1 |  |
| 機器等一覧表 | 1 |  |
| 処理・貯蔵能力計算書 | 1 |  |
| 高圧ガス設備の強度計算書 | 1 | 特定設備若しくは指定設備又は大臣認定品を使用している場合は不要 |
| 耐震設計構造物に係る計算書 | 1 |  |
| 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面 | 1 |  |

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第５（一般則第１５条）（液石則第１６条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 高圧ガス製造施設軽微変更届書 | 一　般液　石 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |
| 名称（事業所の名称を含む。） |  |
| 事務所（本社）所在地 | 〒 |
| 事業所所在地 | 〒 |
| 変更の種類 |  |

 　　　　年　　月　　日

 代表者 氏名

 鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

 ２ ×印の項は記載しないこと。